

## 令和3年度介護報酬改定に係る留意事項について

### 《新型コロナウイルス感染症対応に係る上乗せ請求について》

令和3年4月1日から令和3年9月30日までのサービスに基づく介護報酬の請求については、新型コロナウイルス感染症に係る対応として、各サービス種類の所定単位数の0.1%に相当する単位数を上乗せし算定する必要があります。当該上乗せ分の請求がない場合は、本会の審査で「返戻の扱い」となり、介護報酬を支払うことができません。

5月以降に請求をされる際には、請求内容を確認のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

#### 【参考資料】

[介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）の一部訂正（令和4年4月27日事務連絡）](#)（外部リンク）（独立行政法人福祉医療機構「WAMNET」）  
○資料Ⅰ－資料6「介護給付費算定の届出等に係る留意事項について」

※1 計算方法や記載例、その他留意事項についても上記参考資料に掲載されておりますので、令和3年度報酬改定に係る請求をされる際には必ず確認をお願いいたします。

※2 介護予防・日常生活支援総合事業サービス費の当該上乗せ分の取扱いは、各自治体により異なります。詳細は自治体へ確認してください。